

千葉県告示第665号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和2年8月18日

千葉市長 熊谷 俊人

医療機関名称		所在地	開設者	変更年月日
(診療所)				
	医療法人社団櫻佑会 昭和の森クリニック	千葉市緑区あすみが 丘東3-14-3	医療法人社団櫻佑会 理事長 櫻井 信也	令和2年7月1日
変更後	医療法人三橋病院 昭和の森クリニック		医療法人三橋病院 理事長 三橋 修	
(訪問看護)				
	夢のまち訪問看護リ ハビリステーション 都賀	千葉市若葉区都賀 3-31-5 本橋ビル202	株式会社ドットライン 代表取締役 垣本 祐作	令和元年7月1日
変更後		千葉市若葉区都賀 5-25-1		
	夢のまち訪問看護リ ハビリステーション 幕張	千葉市花見川区幕張 町4-759-2- 101	株式会社ドットライン 代表取締役 垣本 祐作	令和2年7月1日
変更後		千葉市花見川区幕張 本郷6-26-14 須藤ビル3階		